

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社岡島電設工業  
法人番号 : 6150001019481  
業者の住所 : 奈良県奈良市三条大路2-2-54 TMOビル101号室

2 指名停止の措置対象地区 : 近畿地区

3 指名停止の期間 : 令和7年12月3日 ~ 令和8年1月13日 (6週間)

### 4 事実概要

株式会社岡島電設工業は、同社が請け負った奈良県奈良市内の工場新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として同号の政令で定める金額を超える下請負契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年9月11日付けで奈良県から建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分（7日間）を受けた。

### 5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第13号（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～12 省略  (建設業法違反行為)	省略
13 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)